



基発第0604004号

平成19年6月4日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働保険事務組合報奨金交付要領の改正について

今般、労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第148号）及び労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第75号）が施行されたことに伴い、「労働保険事務組合報奨金交付要領（平成18年6月）」を別添のとおり改正したので、事務処理に遺漏のないよう取り計らいたい。

労働保険事務組合
報奨金交付要領

平成 19 年 6 月

厚生労働省労働基準局

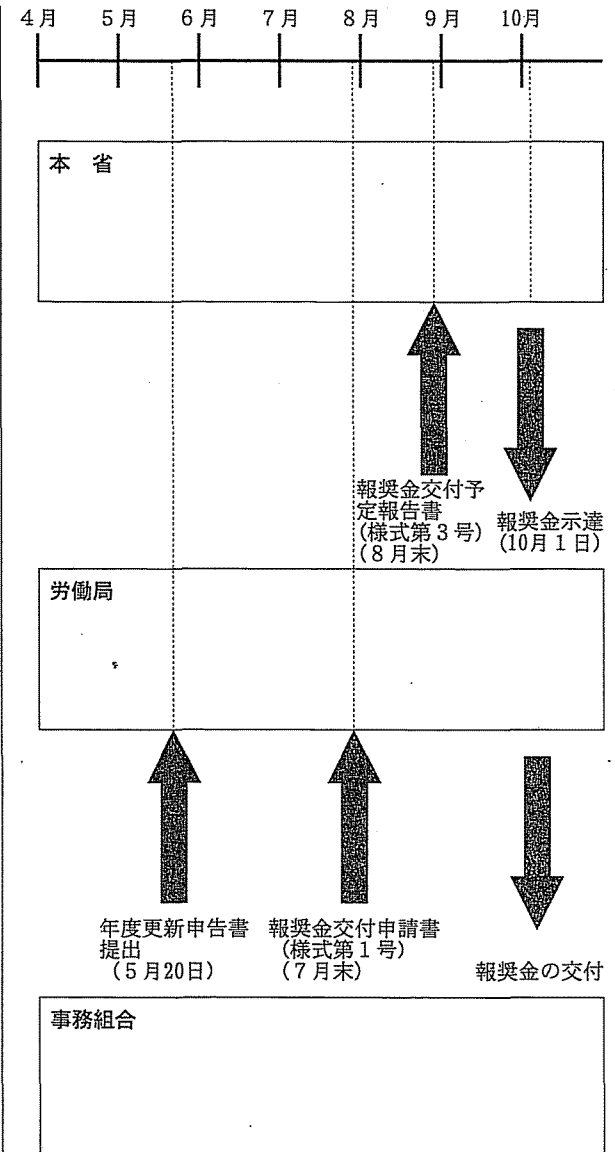
次

第1	目 的	1
第2	報奨金の交付要件	1
第3	報奨金の額	2
第4	報奨金の交付事務手続	8
	1. 労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出	8
	(様式第1号) 労働保険事務組合報奨金交付申請書	9
	(様式第1号の2) 労働保険事務組合報奨金交付申請書内訳	13
	(様式第1号の3) "	14
	2. 申請書の作成についての指導	15
	3. 申請書の審査	20
	4. 労働保険事務組合報奨金交付決定簿の作成	22
	(様式第2号) 労働保険事務組合報奨金交付決定簿	23
	5. 本省への報奨金交付予定額等の報告	27
	(様式第3号) 労働保険事務組合報奨金交付 〔予定〕 報告書 〔決定〕	28
	6. 報奨金の交付決定等	32
	7. 事務組合に対する通知	33
	(様式第4号) 労働保険事務組合報奨金交付決定通知書	34
	(様式第5号) 労働保険事務組合報奨金交付申請の件について	35
	8. 返還請求	36
	(様式第6号) 労働保険事務組合報奨金 交付決定取消 通知書 交付額修正決定	37
第5	口座振替納付を承認された事務組合に関する報奨金の交付要件、 交付額及び交付手続等の取扱い	38

報奨金交付の流れ

報 奨 金 の 交 付 要 件

	労働保険料に係る報奨金	一般拠出金に係る報奨金
目的	労働保険料の納付状況が著しく良好な労働保険事務組合に対して、報奨金を交付することにより労働保険料の適正な申告・納付を助長・奨励する。	一般拠出金の納付状況が著しく良好な労働保険事務組合に対して、報奨金を交付することにより一般拠出金の適正な申告・納付を助長・奨励する。
対象	労働保険事務組合のうち、中小規模事業場（常時15人以下）の事務を委託している事務組合	労働保険事務組合のうち、労災保険の保険関係が成立している中小規模事業場（常時15人以下）の事務を委託している事務組合
内 容	○交付の要件 1 報奨金算定基準日（5月20日、天災その他やむを得ない理由があるときは5月27日）において、次の(1)及び(2)に該当する委託事業の確定保険料の額の<u>95%以上</u>の額が納付されていること。 (1) 前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業であったもの (2) 前年度において常時16人以上の労働者を使用する事業であって、当該前年度の直前3年度のうちのいずれかの年度において常時15人以下の労働者を使用する事業に該当したもの 2 前年度の労働保険料等について、差押えなど滞納処分を受けたことがないこと。 3 偽りその他の不正の行為により、前年度の労働保険料の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。 ○報奨金の額 1 定率部分 15人以下の委託事業場にかかる前年度の労働保険料の<u>2.5%</u>に相当する額 2 定額部分 (1) 5人未満の委託事業場 イ 両保険加入事業場 1事業場につき、<u>8,400円</u> ロ 片保険加入事業場 1事業場につき、<u>4,200円</u> (2) 5人以上15人以下の委託事業場 イ 両保険加入事業場 1事業場につき、<u>4,200円</u> ロ 片保険加入事業場 1事業場につき、<u>2,100円</u> ※報奨金の交付対象となる委託事業場が1,000を超える事務組合に対しては、1,000を超える委託事業場に対する定額部分の報奨金は交付しない。 3 報奨金の交付対象となる委託事業場は、常時使用労働者数15人以下とされているが、16人以上となった場合について、3年間に限り前年度報奨金支給額を交付する。	○交付の要件 1 報奨金算定基準日（5月20日、天災その他やむを得ない理由があるときは5月27日）において、次の(1)及び(2)に該当する委託事業の当年度一般拠出金額の<u>95%以上</u>の額が納付されていること。 (1) 前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業であったもの (2) 前年度において常時16人以上の労働者を使用する事業であって、当該前年度の直前3年度のうちのいずれかの年度において常時15人以下の労働者を使用する事業に該当したもの 2 当年度の一般拠出金等について、差押えなど滞納処分を受けたことがないこと。 3 偽りその他の不正の行為により、当年度の一般拠出金の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。 ○報奨金の額 1 15人以下の委託事業場にかかる当年度の一般拠出金の<u>3.5%</u>に相当する額 2 報奨金の交付対象となる委託事業場は、常時使用労働者数15人以下とされているが、16人以上となった場合について、3年間に限り対象年度の報奨金支給額を交付する。



労働保険事務組合報奨金交付要領

第1 目 的

この要領は、労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）に対する報奨金の交付に関する法令の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 報奨金の交付要件

事業主の委託を受けて納付する労働保険料（注1）及び一般拠出金（注2）の納付の状況について、事務組合がそれぞれ次の要件のいずれにも該当する場合に、当該事務組合に対して報奨金を交付するものとする。

労働保険料に係る報奨金

- 1 報奨金算定基準日（5月20日、天災その他やむを得ない理由があるときは5月27日。なお、報奨金算定基準日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基準日とする。）において、前年度の労働保険料（注3）（当該労働保険料に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「前年度の労働保険料等」という。）であって、次の(1)及び(2)に該当する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料（注4）の額（労働保険料に係る追徴金又は延滞金（注5）を納付すべき場合には、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金との合計額）の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。

なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、

- ①天災地変等の不可抗力
- ②交通又は郵便のストライキ等
- ③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由（注6）、があるときであること。

- (1) 前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業（注7）であったもの
- (2) 前年度において常時16人以上の労働者を使用する事業であって、当該前年度の直前の3年度のうちいずれかの年度において常時15人以下の労働者を使用する事業に該当したもの（常時15人以下の労働者を使用する事業に該当する事業に該当した年度（該当した年度が2年度以上ある場合には、その最後の年度。以下「15人以下事業該当年度」という。）以降当該前年度まで引き続き当該事業の事業主がその事業についての労働保険料の納付を当該事務組合に委託しているものに限る。第3以降において「16人以上事業」という。）
- 2 前年度の労働保険料等については、徴収法第26条第3項の規定により滞納処分を受けたことがないこと（注8）。
- 3 偽りその他不正な行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと（注9）。

一般拠出金に係る報奨金

- 1 報奨金算定基準日（5月20日、天災その他やむを得ない理由があるときは5月27日。なお、報奨金算定基準日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基準日とする。）において、当年度の一般拠出金（当該一般拠出金に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「当年度の一般拠出金等」という。）であって、次の(1)及び(2)に該当する事業の事業主の委託に係るものにつき、その当年度の一般拠出金等の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。

なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、

- ①天災地変等の不可抗力
- ②交通又は郵便のストライキ等
- ③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由、があるときであること。

(1) 前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業であったもの

(2) 前年度において常時16人以上の労働者を使用する事業であって、当該前年度の直前の3年度のうちいずれかの年度において常時15人以下の労働者を使用する事業に該当したもの（常時15人以下の労働者を使用する事業に該当する事業に該当した年度（該当した年度が2年度以上ある場合には、その最後の年度。以下「15人以下事業該当年度」という。）以降当該前年度まで引き続き当該事業の事業主がその事業についての一般拠出金の納付を当該事務組合に委託しているものに限る。第3以降において「16人以上事業」という。）

2 当年度の一般拠出金については、石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項において準用する徴収法第26条第3項の規定により滞納処分を受けたことがないこと。

3 偽りその他不正な行為により、当年度の一般拠出金の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。

第3 報奨金の額

報奨金は、予算の範囲内で、次の1から3までの方法で算定した額の範囲内の額を交付するものとする。

労働保険料に係る報奨金の額

1 5月20日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。

(1) 原則

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての労働保険料の納付の委託を受けた事業（注10）に関し、次のハに留意して、イ及びロの額についてそれぞれに掲げる方法により算定した額の合計額とする。

イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額

(イ) 当該事業の事業主から委託を受けて5月20日までに納付した前年度の労働保険

料（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額（注11）（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）の合計額に100分の2.5を乗じて得た額

(ロ) 当該事業について、前年度の常時使用する労働者の数及び保険関係の成立区分別の事業数にそれぞれ次に掲げる単価を乗じて得た額を合算した額

常時使用する労働者の数	保険関係の成立区分	単 価
5 人 未 満	二保険関係成立事業（注12）	8,400円
	二保険関係成立事業以外の事業（注13）	4,200円
5 人 以 上 1 5 人 以 下	二保険関係成立事業	4,200円
	二保険関係成立事業以外の事業	2,100円

ロ 16人以上事業（その事業についての前年度の労働保険料等について督促を受けたことがないものに限る。）に係る額

(イ) 15人以下事業該当年度の労働保険料で、当該事業の事業主から委託を受けてその翌年度の納付期限日までに納付したもの（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額（注11）（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）の合計額に100分の2.5を乗じて得た額

(ロ) 当該事業の事業主から15人以下事業該当年度の労働保険事務の委託を受けた事業（注10）について、当該15人以下事業該当年度の常時使用する労働者の数及び保険関係の成立区分別の事業数にそれぞれ上記イの(ロ)に掲げる単価を乗じて得た額を合算した額

ハ 上記イ及びロにかかわらず、イの(ロ)及びロの(ロ)の額の算定に当たり、その基礎となる事業の数の合計数が1,000を超える場合には、次に掲げる順に各区分の事業の数を加え、その数が1,000を超えることとなる区分の事業の数については、1,000から、1,000を超えることとなる区分の直前の区分までの事業の数の合計数を控除して得られる数とするとともに、当該区分より後の区分の事業の数は総て「0」として算定するものとする。

- ① イの常時15人以下の労働者を使用する事業のうち、5人未満の二保険関係成立事業
- ② 同5人未満の二保険関係成立事業以外の事業
- ③ 同5人以上15人以下の二保険関係成立事業
- ④ 同5人以上15人以下の二保険関係成立事業以外の事業
- ⑤ ロの16人以上事業のうち、5人未満の二保険関係成立事業
- ⑥ 同5人未満の二保険関係成立事業以外の事業
- ⑦ 同5人以上15人以下の二保険関係成立事業

⑧ 同5人以上15人以下の二保険関係成立事業以外の事業

(例) ①が500、②が300、③が400の場合

③の事業の数については、 $1,000 - (\text{①} + \text{②}) = 200$ とする。

④以降の数は0とする。

$\text{①} + \text{②} + \text{③} = 1,000$

(2) 調整措置

委託事業の大部分が労災保険率の低い業種に属し、又はその労働者の使用期間が短い等の特殊な事情から(1)により算定した額が、当該事務組合の納付した前年度の労働保険料の額のうち、常時15人以下の労働者を使用する事業に係る前年度の労働保険料の額及び16人以上事業に係る15人以下事業該年度の労働保険料の額の合計額（以下「報奨金対象合計額」という。）を超える場合には、(1)にかかわらず、当該事務組合の納付した報奨金対象合計額に相当する額とする。

2 5月27日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合（3に該当する事務組合を除く。）に対して交付する報奨金の額

報奨金の額は、5月27日までに納付された前年度の労働保険料を5月20日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額から、その100分の5を減じた額とする。

3 5月27日において、第2の報奨金の交付要件に該当した口座振替制を採用している事務組合であって、前年度末現在（※1）において、当該事務組合の全委託事業の2分の1以上が口座振替制を利用している事務組合に対して交付する報奨金の額

5月27日までに納付された前年度の労働保険料を5月20日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額とする。

（※1） 当年度の4月1日より5月20日までに新規委託又は委託解除により委託事業数又は口座振替制利用事業が変動する場合は、5月20日現在

一般拠出金に係る報奨金の額

1 5月20日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。

(1) 原則

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての一般拠出金の納付の委託を受けた事業に関し、次に掲げる方法により算定した額とする。

イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額

当該事業の事業主から委託を受けて5月20日までに納付した当年度の一般拠出金（督促を受けて納付した一般拠出金を除く。）の額の合計額に100分の3.5を乗じて得た額

ロ 16人以上事業（その事業についての当年度の一般拠出金等について、督促を受けたことがないものに限る。）に係る額

15人以下事業該年度の一般拠出金で、当該事業の事業主から委託を受けてその該年度の納付期限日までに納付したものの合計額に100分の2.5を乗じて得た額

- (注1) 「労働保険料」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第10条第2項第1号～第3号の2の一般保険料、第1種特別加入保険料、第2種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料をいい、委託を受けることのない同項第4号の印紙保険料及び労働保険料に該当しない失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号。以下「整備法」という。）第19条第1項の労災保険の特別保険料は含まれない。
- (注2) 「一般拠出金」とは、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第35条第1項で定められたものをいう。
- (注3) 「前年度の労働保険料」とは、前年度中において納付すべき労働保険料ではなく、前年度の期間に係る労働保険料、すなわち、前年度の賃金総額（労災保険の特別加入の場合は保険料算定基礎額の総額）を基礎として算定した労働保険料をいう。ただし、有期事業の委託に係る労働保険料にあつては、前年度中に保険関係が消滅した有期事業の全期間の賃金総額（労災保険の特別加入の場合は保険料算定基礎額の総額）を基礎として算定した労働保険料をいう。
- (注4) 「確定保険料」とは、前年度の期間（有期事業にあつては当該保険関係に係る全期間）に係る確定保険料について事務組合が申告し、または政府が認定決定したものをいう。ただし、算定基準日以降に算定基礎調査等により、前年度の確定保険料に変更があつた場合の差額分は、算定基礎調査等を行った年度の保険料として取扱う。
- (注5) 「延滞金」とは、前年度の確定保険料に係るもののみではなく、前年度の概算保険料に係る延滞金も含む。
- (注6) ①、②に準ずるやむを得ない理由には、事務組合が事務整理期間を必要とした場合（事務組合が、事業主に対し当該事務組合への労働保険料の納付のための金銭の交付を口座振替制（預金の払出しとその払出した金銭を事務組合へ交付することをその預金口座のある金融機関に委託して行う方法をいう。）により行わせている場合を含む。）を含むものであること。
- (注7) 「常時15人以下の労働者を使用する事業」とは、事業主単位ではなく、事業単位（徴収法第7条～第9条の規定により一括された事業については、一括後の事業単位）による。また、常時使用労働者数の計算は次によるものとする。

① 前年度の各月（前年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の各月）の末日（賃金締切日がある場合には、月末直前の当該賃金締切日）の使用労働者数の合計を12（前年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数）で除して得た労働者数

② 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業及び徴収法第7条の規定により一括された有期事業については、前年度の3月31日以前1年間の延労働者数を所定労働日数で除して得た労働者数

(注8) 上記1の(1)及び(2)に該当する事業に係る前年度の労働保険料等について当該処分を受けた場合のほか、それ以外の事業の事業主の委託に係る前年度の労働保険料等について当該処分を受けた場合も含まれる。

(注9) 「偽りその他の不正な行為により、……徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと」とは、上記1の(1)及び(2)に該当する事業に係る前年度の労働保険料等について、不正な行為により徴収を免れ、又はその還付を受けた場合のほか、それ以外の事業の事業主の委託に係る前年度の労働保険料等について不正な行為により徴収を免れ、又はその還付を受けた場合をも含まれる。

(注10) 「労働保険料の納付の委託を受けた事業」とは、前年度分の確定保険料に係る事業をいう。したがって、当年度において年度更新手続をした事業のほか、前年度中に保険関係が消滅して確定保険料の申告をした事業を含むが、前年度から引き続き保険関係が存続している有期事業は含めない。また、前年度分の確定保険料に係る納付の事務処理を行った時点については、前年度中に行った場合に限らず5月20日までに処理した場合も含む。

(注11) 「納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額」とは、納付した前年度の概算保険料、増加概算保険料、保険料率の引上げによる追加納付額及び確定精算に伴う追加納付額をいう。

(注12) 「二保険関係成立事業」とは、労災保険及び雇用保険のいずれの保険関係も成立している事業をいう。

(注13) 「二保険関係成立事業以外の事業」とは、一元適用事業であって労災保険に係る保険関係のみが成立しているもの、一元適用事業であって雇用保険に係る保険関係のみが成立しているもの、労災保険に係る保険関係が成立している二元適用事業及び雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業

をいう。

- (注14) 「当年度の一般拠出金」とは、5月20日を法定納期限とする当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

第4 報奨金の交付事務手続

1. 労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出

- (1) 報奨金の交付を受けようとする事務組合は、7月末日（当該期日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月月曜日）までに労働保険事務組合報奨金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を2部提出するものとする。
- (2) 申請書は、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出するものとする。

(振込を希望する金融機関又は郵便局)

平成 年 月 日

名 称	電 話 番 号
第一分署	2211
第二分署	2212
第三分署	2213
第四分署	2214
第五分署	2215
第六分署	2216
第七分署	2217
第八分署	2218
第九分署	2219
第十分署	2220
第十一分署	2221
第十二分署	2222
第十三分署	2223
第十四分署	2224
第十五分署	2225
第十六分署	2226
第十七分署	2227
第十八分署	2228
第十九分署	2229
第二十分署	2230
第二十一分署	2231
第二十二分署	2232
第二十三分署	2233
第二十四分署	2234
第二十五分署	2235
第二十六分署	2236
第二十七分署	2237
第二十八分署	2238
第二十九分署	2239
第三十分署	2240
第三十一分署	2241
第三十二分署	2242
第三十三分署	2243
第三十四分署	2244
第三十五分署	2245
第三十六分署	2246
第三十七分署	2247
第三十八分署	2248
第三十九分署	2249
第四十分署	2250
第四十一分署	2251
第四十二分署	2252
第四十三分署	2253
第四十四分署	2254
第四十五分署	2255
第四十六分署	2256
第四十七分署	2257
第四十八分署	2258
第四十九分署	2259
第五十分署	2260
第五十一分署	2261
第五十二分署	2262
第五十三分署	2263
第五十四分署	2264
第五十五分署	2265
第五十六分署	2266
第五十七分署	2267
第五十八分署	2268
第五十九分署	2269
第六十分署	2270
第六十一分署	2271
第六十二分署	2272
第六十三分署	2273
第六十四分署	2274
第六十五分署	2275
第六十六分署	2276
第六十七分署	2277
第六十八分署	2278
第六十九分署	2279
第七十分署	2280
第七十一分署	2281
第七十二分署	2282
第七十三分署	2283
第七十四分署	2284
第七十五分署	2285
第七十六分署	2286
第七十七分署	2287
第七十八分署	2288
第七十九分署	2289
第八十分署	2290
第八十一分署	2291
第八十二分署	2292
第八十三分署	2293
第八十四分署	2294
第八十五分署	2295
第八十六分署	2296
第八十七分署	2297
第八十八分署	2298
第八十九分署	2299
第九十分署	2300
第九十一分署	2301
第九十二分署	2302
第九十三分署	2303
第九十四分署	2304
第九十五分署	2305
第九十六分署	2306
第九十七分署	2307
第九十八分署	2308
第九十九分署	2309
第一百分署	2310

所在地 郵便番号

代表者氏名 作成者氏名

分料保險勞働

金融機関	(名称)	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫	郵便局	(名称)
	(口座) 当座 普通	第 号		(所在地)
	(名義人)			

【15人以下事業】（平成 年度概算・確定保険料納付状況）

基 幹 番 号	① 平成 年度 確定 保 険 料 総 額	平成 年度 徴収・確定保険料に係る		④ (①+②+③)	⑤ ①に係る 納 付 済 額	⑥ ⑥のうち督促 を受けた額	⑦ (⑤－⑥)	⑧ ⑧に係る 納 付 済 額	⑨ ⑨に係る 納 付 済 額	⑩ (⑤+⑧+⑨)	規模・保険関係別委託事業数			
		② 追徴金	③ 延滞金								⑪ 甲		⑫ 乙	
											A	B	A	B
小 計				イ			ロ			ハ	ニ	ホ	ヘ	ト

(平成 年度算定基礎調査等に係る差額保険料納付状況)

基 幹 番 号	平成 年度算定基礎調査等に係る差額保険料		差額保険料に係る		(⑦-⑧+⑨+⑩)	(Ⅰ-Ⅱ) に 係る納付済額	⑬に係る 納付済額	⑭に係る 納付済額	⑮(⑥+⑦+⑧)
	④ 増 額 分	⑤ 減 額 分	⑥ 追徴金	⑦ 延滞金					
.									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:		a			b				c
小 計		a			b				c

【口座振替制採用の有無等】

(1) 口座振替制採用の有無

- 1 総コンシステムにより採用
- 2 総コンシステム以外の方法により採用
- 3 採用していない

(2) 口座振替制利用率

全委託事業数	
口座振替制利用事業数	
口座振替制利用率	9

15人以下事業分	15人以下事業報奨金 交付要件確定保険料額	15人以下事業報奨金 交付要件保険料納付済額
合 計	d (f+b)	e (f+c)

(枚のうち 枚目)

【16人以上事業】 (平成 年度概算・確定保険料納付状況)

基 幹 番 号	枝番号	① 平成 年度確定 保 険 料 総 額	平成 年度概算・確定保険料に係る		④ (① + ② + ③)	⑤ ① に 係 る 納 付 済 額	⑥ ② に 係 る 納 付 済 額	⑦ ③ に 係 る 納 付 済 額	⑩ (⑤ + ⑥ + ⑦)	甘度の 有・無
			② 追 徴 金	③ 延 滞 金						
										有・無
										有・無
										有・無
										有・無
										有・無
										有・無
										有・無
小 計					チ				リ	

(15人以下事業該年度概算・確定保険料納付状況)

15人 以下 該当 年度	① 15人以下事業 該当年度確定 保 険 料 総 額	⑤ ① に 係 る 納 付 済 額	⑥ ② の うち 督 促 を 受 け た 額	⑦ (⑤ - ⑥)	規模・保険関係別委託事業数			
					⑩ 甲		⑪ 乙	
					A	B	A	B
小計				ス	ル	オ	ワ	カ

(平成 年度算定基礎調査等に係る差額保険料納付状況)

基 幹 番 号	枝番号	平成 年度算定基礎調査等に係る差額保険料		差額保険料に係る		⑩ (⑩-⑪+⑫+⑬)	⑭ ⑩ に 係 る 納 付 済 額	⑮ ⑪ に 係 る 納 付 済 額	⑯ ⑫ に 係 る 納 付 済 額	⑰ (⑭+⑮+⑯)
		⑫ 増額分	⑬ 減額分	⑭ 追徴金	⑮ 延滞金					
					ス					
小 計			リ			キ				ハ

※ 調整措置による額

(②>(ロ-a)+(ス-f)の場合)

②(ロ-a)+(ス-f) 円

※ 5%減額措置による減

③ 円

※ 交付予定額

④ 円

16人以上事業分	16人以上事業報奨金 交付要件確定保険料額	16人以上事業報奨金 交付要件保険料納付済額
合 計	l (g+h)	j (i+h)

前年度報奨金交付要件 労働保険料総額	前年度報奨金交付要件 労働保険料納付済額
k (d+l)	l (e+j)

【総 括】

(1) 納付率等

納付率 (1/k)	%
前年度保険料 滞納処分の有無	有・無

(2) 報奨金算定基準日

- 1 5/20
2 5/27
5/27の場合の理由

(3) 定率及び定額による額 (所定額)

事業区分	額	定 率 分	定 額						計	
			8,400円	4,200円	4,200円	2,100円	2,100円	2,100円		
15人以下事業	(ロ-a)×25/100	ニ	ニ×8,400円	ホ	ホ×4,200円	ヘ	ヘ×4,200円	ト	ト×2,100円	
16人以上事業	(ス-f)×25/100	ル	ル×8,400円	オ	オ×4,200円	ワ	ワ×4,200円	カ	カ×2,100円	
計										α ④

(枚のうち 枚目)

一般 抛 出 金 分

【15人以下事業】 (平成 年度一般拠出金納付状況)

基 幹 番 号	① 平 成 年 度 一般拠出金総額	② ①に係る 納付済額
合 計	イ	ロ

(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金納付状況)

基 幹 番 号	平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金		差額一般拠出金に係る		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	③ 増 額 分	④ 減 額 分	⑤ 追徴金	⑥ 延滞金	(③－④＋⑤＋⑥)	(⑧－④)に 係る納付済額	⑨に係る 納付済額	⑩に係る 納付済額	(⑤＋⑨＋⑩)
合 計		ア			ｂ				ｃ

15人以下事業分	15人以下事業報奨金 交付要件一般拠出金額	15人以下事業報奨金 交付要件一般拠出金納付済額
合 計	d (イ＋ハ)	e (ロ＋c)

(日本工業規格B列4判)

(枚のうち 枚目)

【16人以上事業】 (平成 年度一般拠出金納付状況)

基幹番号	枝番号	① 平成 年度 一般拠出金総額	② ① に 係 る 額	15人以下 該当年度	③ 15人以下事業 該当年度一般 拠出金総額	④ ③ に 係 る 額
合 計		ハ	ニ		ホ	ヘ

(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金納付状況)

基幹番号	枝番号	平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金		差額一般拠出金に係る		⑦ (③-④)+⑤+⑥	⑧ (③-④)に係る 納 付 済 額	⑨ ⑤に係る納付済額	⑩ ⑥に係る納付済額	⑪ (⑧+⑨+⑩)
		③ 増 額 分	④ 減 額 分	⑤ 追 徴 金	⑥ 延 滞 金					
合 計			イ			エ				ハ

16人以上事業分	16人以上事業報奨金 交付要件一般拠出金額	16人以上事業報奨金 交付要件一般拠出金納付済額
合 計	1 (ウ+ロ)	2 (ニ+ホ)

平成 年度報奨金交付 要件一般拠出金総額	平成 年度報奨金交付 要件一般拠出金納付済額
3 (イ+1)	4 (エ+1)

【総 括】

(1) 納付率等

納付率 (1/k)	%
前年度一般拠出金の 滞 納 処 分の有無	有・無

(2) 報奨金算定基準日

- 1 5/20
2 5/27
5/27の場合の理由

(3) 所定額 (定率)

事業区分	所 定 額
15人以下事業	(ロ-a)×35/100
16人以上事業	(ヘ-1)×35/100
計	⑫

※ 5%減額措置による減

⑬	円
---	---

※ 交付予定額

⑭	円
---	---

㊦ 口座振替納付書の労働保険番号		㊧ 第1期分 等労働保険料 の額	㊨ ㊦の労働 保険料として 口座振替納付 日までに委託 事業主から交 付された額	㊩ 口座振替 納付済額（現 口座振替納 付した㊦の額）	㊪ ㊦のうち 口座振替納付 日後1週間以 内に納付され た額	㊫ ㊦のうち 算定対象事業 *の前年度確 定保険料不足 額納付済額	㊬ ネ ≤ ナの範 囲内で口座振替納 付されたものとす る労働保険番号 （該当するものに ○を付し、（ ） に㊦の額を記入）	㊭ ㊦のうち 口座振替納付 されたものと するもの（㊮ で○印を付し たものについ て㊦の額を転 記）	㊮ 算定対象 事業*の前年 度概算保険料 等納付済額 （確定保険料 の額を超える ときは、確定 保険料の額）	㊯ ㊮ + ㊰ （申請書の15 人以下事業の ⑤の額と10人 以上事業の⑤ の額との合計 額）	㊱ 当該年度 一般拠出金の 額	㊲ ㊱の一般 拠出金として 口座振替納付 日までに委託 事業主から交 付された額	㊳ 口座振替 納付済額（現 口座振替納 付した㊦の額）	㊴ ㊦のうち 口座振替納付 日後1週間以 内に納付され た額	
基幹番号	枝番号														
合 計			レ	ソ	ッ		ネ ()								
							ナ レの額又は(ソ+ッ) の額のうち低い方の額								

※「算定対象事業」とは、報奨金の申請に係る15人以下事業及び16人以上事業をいう。

- 注1 ㊦は、基幹番号の若い方から順に記入すること。（納付書に枝番号があるものは、基幹番号が同一のもので枝番号のないものの後に続けて記入する。）
- 注2 ㊦は、口座振替納付日までに交付を受けていた算定対象事業の前年度確定保険料不足額で、口座振替納付したものを含め、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付した額を記入すること。
- また、口座振替納付日までに事務組合へ交付されなかった算定対象事業の前年度確定保険料不足額の一覧表（未交付の算定対象事業場名（労働保険番号を付記）及びその未交付の前年度確定保険料不足額を記載した一覧表）を添付すること。
- 注3 ㊦については、ネの額がナの額を超えない範囲内で、有利な順序で口座振替納付がなされたものとするよう事務組合が選択することができること。
- 注4 ㊦には、報奨金算定基準日までに納付した算定対象事業の前年度概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の額（その額が前年度確定保険料の額を超えるときは、前年度確定保険料の額）の合計額を記入すること。

㉔ 口座振替納付書の労働保険番号		㉕ 第1期分等労働保険料の額	㉖ ㉕の労働保険料として口座振替納付日までに委託事業主から交付された額	㉗ 口座振替納付済額（現に口座振替納付した㉕の額。口座振替納付されなかったものは、「振替不能」と記入）	㉘ 振替不能がやむを得ず生じた口座振替納付書（該当するものに○印を付す。）	㉙ 口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付した算定対象事業の前年度確定保険料不足額納付済額（㉘に「振替不能」と記したもので㉙に○を付さなかったものは「0」とする。）	㉚ 算定対象事業の前年度概算保険料等納付済額（確定保険料の額を超えるときは、確定保険料の額）	㉛ ㉙ + ㉚（申請書の15人以下事業の㉕の額と16人以上事業の㉕の額との合計額）	㉜ 当該年度一般拠出金の額	㉝ ㉜の一般拠出金として口座振替納付日までに委託事業主から交付された額	㉞ 口座振替納付済額（現に口座振替納付した㉞の額）	㉟ ㉞のうち口座振替納付日後1週間以内に納付された額
基幹番号	枝番号											
合	計											

※「算定対象事業」とは、報奨金の申請に係る15人以下事業及び16人以上事業をいう。

- 注1 ㉕は、基幹番号の若い方から順に記入すること。（納付書に枝番号があるものは、基幹番号が同一のもので枝番号のないものの後に続けて記入する。）
- 注2 ㉙の欄に○印を付したものを（㉕に記入した額と㉙に記入した額が同額であるものを除く。）に関しては、振替不能となった委託事業主からの労働保険料の未交付に関し、委託事業主に対して口座振替納付日までに2度以上にわたり交付を請求したこと及び事務組合がその請求等に当たって確認した当該委託事業主から同日までに労働保険料の交付を受けられないこととなった事情を証する書面を添付すること。
- 注3 ㉙欄には、算定対象事業の前年度確定保険料不足額で、口座振替納付によったものを含め、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付したものの合計額を記入すること。
- なお、口座振替納付日から起算して7日を経過した日の翌日において納付していない当該算定対象事業の前年度確定保険料不足額の一覧表（未納付の算定対象事業場名（労働保険番号を付記）及びその未納付の前年度確定保険料額を記載した一覧表）を添付すること。
- 注4 ㉙には、報奨金算定基準日までに納付した算定対象事業の前年度概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の額（その額が前年度確定保険料の額を超えるときは、前年度確定保険料の額）の合計額を記入すること。

2. 申請書の作成についての指導

申請書の作成に当たっては、事務組合に対し特に次の事項を指導するものとする。

労働保険料に係る報奨金申請書

(1) 【15人以下事業】

イ 「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ロ 「基幹番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、年度途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をしているものについては、それらをまとめて最後の行に記入させること。この場合、その内訳を申請書別葉に記入させ、添付させること。別葉の作成に当たっては、「基幹番号」欄には、個別事業の「労働保険番号」とその下部に括弧書きで「委託年月日」を記入させること。

ハ 「⑩甲(5人未満の事業)」欄及び「⑩乙(5人以上15人以下の事業)」欄については、それぞれA(二保険関係成立)及びB(二保険関係成立以外)の委託事業数を記入させること。

なお、雇用保険の被保険者のすべてが雇用保険に係る保険料免除対象高年齢労働者であるため、当該事業の雇用保険に係る分の確定保険料が「0」となった事業であっても、当該事業の雇用保険に係る保険関係は存続しているものであること。

ニ 「(平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料納付状況)」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について算定基礎調査等により前々年度以前の確定保険料に変更があった場合に記入し、当該確定保険料の差額について5月20日現在の納入状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ホ 「⑬(平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料)増額分」欄及び「⑭(平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料)減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった確定保険料の差額を、基幹番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分と減額分を相殺することなく、それぞれを記入させること。

ヘ 「⑯(⑬-⑭)」欄については、その結果がプラスとなる場合(増額変更のみあった場合あるいは増額分>減額分であった場合)は当該差額に対する保険料の納付状況を記入させ、その結果が△(マイナス)となる場合(減額変更のみあった場合あるいは増額分<減額分であった場合)は、その額(△)をそのまま記入させること。

ト 算定基礎調査等により変更された確定保険料の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の保険料として取り扱うことになるので、「交付要件確定保険料額」欄の記入に当たっては、前年度の確定保険料等の額に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(2) 【口座振替制採用の有無等】

イ 「全委託事業数」欄は、口座振替制を採用している事務組合について、前年度末現在（※2）において委託している事業数を記入させること。

ロ 「口座振替制利用事業数」欄は、前年度末現在（※2）において口座振替制の利用契約をしている委託事業数を記入させること。

ハ 「口座振替制利用率」欄は、全委託事業に占める口座振替制利用事業の割合（口座振替制利用委託事業数／全委託事業数）を記入させること（小数点以下切り捨て）。

なお、総合コンピュータシステム以外の方法により口座振替制を採用している事務組合であって、口座振替制利用率が50%以上の場合は、利用事業数を的確に証明する書類又は金融機関等の証明する書類を添付させること。

（※2） 第3の3の（※1）を参照

(3) 【16人以上事業】

イ 「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」は、「16人以上事業」に該当した委託事業について個々に5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ロ 「基幹番号・枝番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、15人以下事業該当年度の途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をしているものについては、「基幹番号・枝番号」欄の下部に括弧書きで個別事業の「労働保険番号」及び「委託年月日」を記入させること。

ハ 「(15人以下事業該当年度概算・確定保険料納付状況)」は「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」において、「督促の有無」欄で無を○で囲んだ場合についてのみ、15人以下事業該当年度の翌年度の納期期限日現在の納付状況を記入させること。

ただし、申請年度の報奨金算定基準日が天災その他やむを得ない理由のために繰り延べられた事務組合については、当該繰り延べられた日現在の納付状況を記入させること。

ニ 「⑪、⑫」欄は、該当する項目に○を付けさせ、「小計」にはその数を記入させること。

ホ 「(平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料納付状況)」については、「16人以上事業」について算定基礎調査等により前々年度以前の確定保険料に変更があった場合

に記入し、当該確定保険料の差額について5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ヘ 「⑬(平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料)増額分」欄及び「⑭(平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料)減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった確定保険料の差額を、基幹番号・枝番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分と減額分を相殺することなく、それぞれを記入させること。

ト 「⑯(⑬-⑭)」欄については、その結果がプラスとなる場合(増額変更のみあった場合あるいは増額分>減額分であった場合)は当該差額に対する保険料の納付状況を記入させ、その結果が△(マイナス)となる場合(減額変更のみあった場合あるいは増額分<減額分であった場合)は、その額(△)をそのまま記入させること。

チ 算定基礎調査等により変更された確定保険料の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の保険料として取り扱うことになるので、「交付要件確定保険料額」欄の記入に当たっては、前年度の確定保険料等の額に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(4) 【総 括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が5月27日の場合は、5月20日までに確定保険料の100分の95以上を納付できなかった理由を記入させること。

ロ 報奨金の額の算定に当たって、算定基礎調査等により減額変更が行われた場合は当該減額分を反映させることから、「(3)定率及び定額による額」欄のうち、「定率分」については、前年度の確定保険料等の額(ロ及びヌ)から減額分(a及びf)を引いた額に $2.5/100$ を乗じた額を記入させること。「定額分」については、【15人以下の事業】及び【16人以上事業】の「⑪、⑫」欄の「ニ」「ホ」「ヘ」「ト」「ル」「オ」「ワ」「カ」の順に事業数(以下「報奨金算定事業数」という。)を転記させること。

ただし、転記させる報奨金算定事業数の累計が1,000を超える場合には、1,000を限度として転記させること。

また、累計を「α」欄に必ず記入させること。

ハ 「⑫」欄の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記入させること。

ニ 「※」欄は記入させないこと。

一般拠出金に係る報奨金申請書

(1) 【15人以下事業】

イ 「(平成 年度一般拠出金納付状況)」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ロ 「基幹番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、年度途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をしているものについては、それらをまとめて最後の行に記入させること。この場合、その内訳を申請書別葉に記入させ、添付させること。別葉の作成に当たっては、「基幹番号」欄には、個別事業の「労働保険番号」とその下部に括弧書きで「委託年月日」を記入させること。

ハ 「(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金納付状況)」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について算定基礎調査等により前々年度以前の一般拠出金に変更があった場合に記入し、当該一般拠出金の差額について5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ニ 「③(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金)増額分」欄及び「④(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金)減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった一般拠出金の差額を、基幹番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分と減額分を相殺することなく、それぞれを記入させること。

ヘ 「⑧(③-④)」欄については、その結果がプラスとなる場合(増額変更のみあった場合あるいは増額分>減額分であった場合)は当該差額に対する一般拠出金の納付状況を記入させ、その結果が△(マイナス)となる場合(減額変更のみあった場合あるいは増額分<減額分であった場合)は、その額(△)をそのまま記入させること。

ト 算定基礎調査等により変更された一般拠出金の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の一般拠出金として取り扱うことになるので、「交付要件一般拠出金額」欄の記入に当たっては、当年度の一般拠出金の額に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(2) 【16人以上事業】

イ 「(平成 年度一般拠出金納付状況)」は、「16人以上事業」に該当した委託事業について個々に5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在

の納付状況を記入させること。

ロ 「基幹番号・枝番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、15人以下事業該当年度の途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をしているものについては、「基幹番号・枝番号」欄の下部に括弧書きで個別事業の「労働保険番号」及び「委託年月日」を記入させること。

ハ 「(15人以下事業該当年度一般拠出金納付状況)」は、15人以下事業該当年度の納期限日現在の納付状況を記入させること。

ただし、申請年度の報奨金算定基準日が天災その他やむを得ない理由のために繰り延べられた事務組合については、当該繰り延べられた日現在の納付状況を記入させること。

ホ 「(平成 年度算定基礎調査等に係る一般拠出金納付状況)」については、「16人以上事業」について算定基礎調査等により前々年度以前の一般拠出金に変更があった場合に記入し、当該一般拠出金の差額について5月20日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が5月27日である事務組合については、5月27日現在の納付状況を記入させること。

ヘ 「⑤(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金)増額分」欄及び「⑥(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金)減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった一般拠出金の差額を、基幹番号・枝番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分を減額分と相殺することなく、それぞれを記入させること。

ト 「⑩(⑤-⑥)」欄については、その結果がプラスとなる場合、(増額変更のみあった場合あるいは増額分>減額分であった場合)は当該差額に対する一般拠出金の納付状況を記入させ、その結果が△(マイナス)となる場合(減額変更のみあった場合あるいは増額分<減額分であった場合)はその額(△)をそのまま記入させること。

チ 算定基礎調査等により変更された一般拠出金の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の一般拠出金として取り扱うこととなるので「交付要件一般拠出金額」欄の記入に当たっては、当年度の一般拠出金等の額に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(3) 【総 括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が5月27日の場合は、5月20日までに一般拠出金の100分の95以上を納付できなかった理由を記入させること。

ロ 報奨金の額の算定に当たって、算定基礎調査等により減額変更が行われた場合は、当該減額分を反映させることから、「(3)所定額(定率)」欄のうち、当年度の一般拠出金等

の額（ロ及びへ）から減額分（a及びf）を引いた額に3.5／100を乗じた額を記入させること。

ニ 「※」欄は記入させないこと。

3. 申請書の審査

事務組合から申請書が提出された場合には、次の事項に留意の上、速やかに申請書の内容について審査するものとする。

なお、申請書の審査は慎重に行い、交付額の決定後に、取消、変更等のないよう留意すること。

- (1) 「口座振替制利用事業数」欄については、総合コンピュータシステムにより口座振替制を利用している場合には、計算センターにおいて印書した事務組合別口座振替制利用事業数の件数リストと照合し、総合コンピュータシステム以外の方法により口座振替制を利用している場合には、申請書に添付させた証明する書類又は金融機関等の証明する書類と照合すること。
- (2) 「全委託事業数」欄については、保険料・拠出金申告書内訳と照合すること。
- (3) 「報奨金算定基準日」欄で5月27日のものについては、第2の1の「天災その他やむを得ない理由」に該当するか否かを審査すること。
- (4) 16人以上事業については、第2の1の(2)の要件に該当するか否かを審査すること。
- (5) 申請書記載の規模・保険関係別委託事業数、納付状況等は該当年度の保険料・拠出金申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書等と照合すること。
- (6) 算定基礎調査等により変更された確定保険料又は一般拠出金の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の保険料として取り扱うことになるので、交付要件の審査に当たっては、前年度の確定保険料額又は一般拠出金額に当該差額分を増額あるいは減額して審査すること。
なお、報奨金の額の算定に当たっては、算定基礎調査等による差額のうち減額に係る分のみを反映させるので、注意すること。
- (7) 事務組合から提出された申請書及び添付書類の記載事項のうち他の労働局の労働保険特別会計歳入徴収官の所掌に係るものについては、当該労働局に当該申請書及び添付書類を送付すること。送付を受けた労働局においては、その所掌に係る記載事項の審査を行い、当該事務組合から重複して申請がなされていないかを確認した上で申請書及び添付書類を返送すること。
- (8) 審査の結果、確定保険料額、一般拠出金額、委託事業数等の申請書各欄の記載事項について誤りを発見した場合には、朱書により必要な修正を行うこと。この場合、審査の結果、

修正した事項を申請者が訂正された事項と判別できるようにしておくこと。

- (9) 「㊸」欄には、第3に基づき算定した金額を、「交付予定額」として記入しておくこと。
- (10) 報奨金の交付要件に該当しない事務組合については、不交付の決定の前に理由を説明して、書面による申請の取り下げを行うよう指導すること。

4. 労働保険事務組合報奨金交付決定簿の作成

- (1) 前記 3 の審査の結果、報奨金の交付要件に該当する事務組合については、労働保険事務組合報奨金交付決定簿（様式第 2 号。以下「交付決定簿」という。）を作成するものとする。

平成 年度労働保険事務組合報奨金交付決定簿

(枚のうち 枚目)

事務組合名	事業区分	労働保険料納付状況			規模・保険関係別委託事業数				報奨金交付予定及び決定額ならびに算定方法					
		④ 納付済額 (⑤)	⑥ (⑥+④)	⑦ - ④ (⑧ - ⑤)	⑪ 甲		⑫ 乙		5月20日		5月27日			
					A		B		交付予定額	交付決定額	口座振替制該当分		5%減額措置	
											交付予定額	交付決定額	交付予定額	交付決定額
	15人以下								22.	23.	22.	23.	22.	23.
	16人以上								[]	[]	[]	[]	[]	[]
	計													
	15人以下								22.	23.	22.	23.	22.	23.
	16人以上								[]	[]	[]	[]	[]	[]
	計													
	15人以下								22.	23.	22.	23.	22.	23.
	16人以上								[]	[]	[]	[]	[]	[]
	計													
	15人以下								22.	23.	22.	23.	22.	23.
	16人以上								[]	[]	[]	[]	[]	[]
	計													
	15人以下								22.	23.	22.	23.	22.	23.
	16人以上								[]	[]	[]	[]	[]	[]
	計													
	15人以下								22.	23.	22.	23.	22.	23.
	16人以上								[]	[]	[]	[]	[]	[]
	計													
	15人以下								22.	23.	22.	23.	22.	23.
	16人以上								[]	[]	[]	[]	[]	[]
	計													
計	15人以下								[]	[]	[]	[]	[]	[]
	16人以上								[]	[]	[]	[]	[]	[]
	計													

注意 1 [] には、⑤欄の報奨金算定方法22、23のうち、22を○で囲んだもので報奨金算定基礎に16人以上事業該当が含まれている場合には、内数で記入すること。

2 「交付決定額」が「交付予定額」と同額の場合には、「交付決定額」欄に同と記入することにより、金額の記入を省略することができること。(下段Ⅱについても同様)

I

⑤欄の報奨金算定方法が22のものについてのみ記入

事業区分	(1) ④欄の額	(2) $(1) \times \frac{25}{100}$
15人以下		
16人以上		
計		

II

⑤欄の内訳を記入

算定方法別	⑫ 所定額	うち、16人以上事業該当分	⑬ 調整額	計	() のうち、口座振替制該当分
事務組合数	()	()	()	()	()
規模・保険関係別委託事業数	⑪ 甲 A				
	B				
	計				
	⑫ 乙 A				
	B				
	計				
報奨金交付予定額					
報奨金交付決定額					

注意 () には、報奨金算定基準日が5月27日の分について内数で記入すること。

(日本工業規格B列4判)

様式第2号

一般拠出金分

平成 年度労働保険事務組合報奨金交付決定簿

(枚のうち 枚目)

事務組合名	事業区分	一般拠出金納付状況			④ 報奨金交付予定及び決定額ならびに算定方法					
		⑥ 納付済額 (2)	⑦ (4)	⑧ ② - ④ (⑥ - ⑦)	5月20日		5月27日		5%減額措置	
					口座振替制該当		5%減額措置		5%減額措置	
					交付予定額	交付決定額	交付予定額	交付決定額	交付予定額	交付決定額
	15人以下				12		12		12	
	16人以上				()	()	()	()	()	()
	計									
	15人以下				12		12		12	
	16人以上				()	()	()	()	()	()
	計									
	15人以下				12		12		12	
	16人以上				()	()	()	()	()	()
	計									
	15人以下				12		12		12	
	16人以上				()	()	()	()	()	()
	計									
	15人以下				12		12		12	
	16人以上				()	()	()	()	()	()
	計									
	15人以下				12		12		12	
	16人以上				()	()	()	()	()	()
	計									
	15人以下				12		12		12	
	16人以上				()	()	()	()	()	()
	計									
計	15人以下				()	()	()	()	()	()
	16人以上									
	計									

I

事業区分	(1) ⑥ 欄の額	(2) (1) × $\frac{35}{100}$
15人以下		
16人以上		
計		

II

④ 欄の内訳を記入

算定方法別	② 所定額	うち、16人以上事業数当分	() のうち、口座振替制該当分
事務組合数	()	()	
報奨金交付予定額			
報奨金交付決定額			

注意 () には、報奨金算定基準日が5月27日の分について内数で記入すること。

III

④ 一般拠出金 総額 (①+③-④)	15人以下	16人以上	計

(日本工業規格B列4判)

(2) 交付決定簿の作成上の留意事項

○労働保険料に係る報奨金交付決定簿

イ 交付決定簿の各欄については、事務組合ごとに申請書の「基幹番号」（2以上の労働保険番号が附与されている事務組合については、基幹番号の末尾区分が最も小さい基幹番号）及び⑤（保険料納付済額）、⑥+⑭（保険料納付済額のうち減額が必要な額）、⑦-⑭（定率分算定対象保険料納付済額）、⑪、⑫、⑮欄の数又は額、あるいは計算した額をそれぞれ対応する欄に転記し、各葉ごとに小計を記入すること。

なお、「事業区分」欄の「16人以上」に該当するものにあつては、「（15人以下事業該当年度概算・確定保険料納付状況）」の対応する各欄の数又は額、あるいは合算された額を転記すること。

ロ 交付決定簿の⑮欄については、報奨金算定基準日により「5月20日」欄又は「5月27日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入するとともに、算定方法に基づき、22（所定額によるもの）、23（調整額によるもの）のいずれかを○で囲むこと。

また、「5月27日」欄については、口座振替制利用率50%以上の場合には「口座振替制該当」欄に記入し、それ以外の場合には、「5%減額措置」欄に記入すること。

なお、〔 〕には、算定方法が22の場合であつて報奨金算定基礎に16人以上事業が含まれている場合（以下「16人以上該当分」という。）に、その額を記入すること。

ハ 交付決定簿の下段Ⅰの(1)欄については、⑮欄の算定方法が22の場合に⑭欄の額の小計を各葉ごとに記入すること。

また、(2)欄については、各葉ごとに100円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、⑮欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数、規模・保険関係別委託事業数及び報奨金交付予定額の小計を各葉ごとに記入し、⑯欄の「うち16人以上該当分」については、16人以上該当分に係るそれぞれの小計を記入すること。

なお、（ ）には、報奨金算定基準日が5月27日の分（「口座振替制該当分」と「5%減額措置」の合計）について内数で記入し、「（ ）のうち口座振替制該当分」欄には、口座振替制該当分を記入すること。

ホ 交付決定簿の下段Ⅲには、申請書の【15人以下事業】（平成 年度概算・確定保険料納付状況）及び【16人以上事業】（15人以下事業該当年度概算・確定保険料納付状況）の①欄の額に「平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料（⑬及び⑭）」を増額又は減額した額（①+⑬-⑭）の小計を各葉ごとに記入すること。

ヘ 交付決定簿の最終頁の「労働保険料納付状況」欄及び「規模・保険関係別委託事業数」欄には、各葉の合計のみを記入すること。

また、Ⅰ、Ⅱ及びⅢには、各葉の合計を記入すること。

○一般拠出金に係る報奨金交付決定簿

イ 交付決定簿の各欄については、事務組合ごとに申請書の「基幹番号」（2以上の労働保険番号が付与されている事務組合については、基幹番号の末尾区分が最も小さい基幹番号）及び②（一般拠出金納付済額）、④（一般拠出金納付済額のうち減額が必要な額）、②－④（算定対象保険料納付済額）、⑭欄の数又は額、あるいは計算した額をそれぞれ対応する欄に転記し、各葉ごとに小計を記入すること。

なお、「事業区分」欄の「16人以上」に該当するものにあつては、「（15人以下事業該当年度一般拠出金納付状況）」の対応する各欄の数又は額、あるいは合算された額を転記すること。

ロ 交付決定簿の⑭欄については、報奨金算定基準日により「5月20日」欄又は「5月27日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入すること。

また、「5月27日」欄については、口座振替制利用率50%以上の場合には「口座振替制該当分」欄に記入し、それ以外の場合には、「5%減額措置」欄に記入すること。

ハ 交付決定簿の下段Ⅰの(1)欄については、⑭欄の額をの各葉ごとに記入すること。

また、(2)欄については、各葉ごとに100円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、⑭欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数及び報奨金交付予定額の小計を各葉ごとに記入し、⑭欄の「うち16人以上該当分」については、16人以上該当分に係るそれぞれの小計を記入すること。

なお、（ ）には、報奨金算定基準日が5月27日の分（「口座振替制該当分」と「5%減額措置」の合計）について内数で記入し、「（ ）のうち口座振替制該当分」欄には、口座振替制該当分を記入すること。

ホ 交付決定簿の下段Ⅲには、申請書の【15人以下事業】（平成 年度一般拠出金納付状況）及び【16人以上事業】（15人以下事業該当年度一般拠出金納付状況）の①欄の額に「平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料（③及び④）」を増額又は減額した額（①＋③－④）の小計を各葉ごとに記入すること。

ヘ 交付決定簿の最終頁の「一般拠出金納付状況」欄には、合計のみを記入すること。

また、Ⅰ、Ⅱ及びⅢには、各葉の合計を記入すること。

5. 本省への報奨金交付予定額等の報告

- (1) 交付決定簿への報奨金交付予定額等の記入が終了したときは、労働保険事務組合報奨金交付予定報告書（様式第3号。以下「予定報告書」という。）により8月末日までに労働保険徴収課へ報告するものとする。

様式第3号

労働保険料分

平成 年度 労働保険事務組合報奨金交付（予定）報告書

労働局

担当係氏名

1 労働保険料納付状況

事業区分	項目	④⑤ 確定 保険料総額	労働保険料納付状況			規模・保険関係別委託事業数			
			④⑦ 納付済額(⑤)	④⑧ ⑥ + ④⑨	④⑩ ⑦ - ④⑪ (④⑫ - ④⑬)	④⑪ 甲		④⑫ 乙	
						A	B	A	B
	15人以下								
	16人以上								
	計								

2の(1) 算定方法別事務組合数、委託事業数及び報奨金交付（予定）額

算 定 方 法 別			⑫ 所 定 額	うち、16人以上事業 該当分	⑬ 調 整 額	計	() のうち、口座振替 制 該 当 分
事 務 組 合 数			()	()	()	()	
規 模 ・ 保 険 関 係 別 委 託 事 業 数	⑪ 甲	A					
		B					
		計					
	⑫ 乙	A					
		B					
		計					
報 奨 金 交 付 (予定 決定) 額			()	()	()	()	

注意 () には、報奨金算定基準日が5月27日の分について内数で記入すること。

2の(2) 所定額内訳

事業区分	(1) ④⑭ 欄の額	(2) (1) × 係
15人以下		
16人以上		
計		

(日本工業規格A列4判)

3 報奨金交付 (予定/決定) 額階級別事務組合数、委託事業数及び報奨金交付 (予定/決定) 額

報 奨 金 交 付 (予定 決定) 額 階 級 制	事 務 組 合 数	規 模 ・ 保 険 関 係 別 委 託 事 業 数				報 奨 金 交 付 (予定 決定) 額
		⑩ 甲		⑪ 乙		
		A	B	A	B	
10,000円 未 満	()					()
10,000 円 以 上 ～ 50,000 円 未 満	()					()
50,000 " ～ 100,000 "	()					()
100,000 " ～ 200,000 "	()					()
200,000 " ～ 300,000 "	()					()
300,000 " ～ 500,000 "	()					()
500,000 " ～ 1,000,000 "	()					()
1,000,000 " ～ 2,000,000 "	()					()
2,000,000 " ～ 3,000,000 "	()					()
3,000,000 " ～ 4,000,000 "	()					()
4,000,000 " ～ 5,000,000 "	()					()
5,000,000円以上 ～	()					()
合						

注意 1 ()には、報奨金算定基準日が5月27日の分について内数で記入すること。

2 交付予定報告書として使用する場合には「(予定/決定)」の文字のうち「決定」の文字を横線で抹消し、交付決定報告書として使用する場合は「予定」の文字を横線で抹消すること。

(日本工業規格A列4判)

様式第3号

一般拠出金分

平成19年度 労働保険事務組合報奨金交付（予定）報告書

労働局

担当係氏名

1 一般拠出金納付状況

事業区分 項目	③ 一般拠出金 総額	一般拠出金納付状況		
		⑤ 納付済額(②)	⑦ ④	⑥ ② - ④ (⑤ - ⑦)
15人以下				
16人以上				
計				

2の(1) 算定方法別事務組合数及び報奨金交付（予定）額

算定方法別	⑫ 所定額	うち、16人以上事業該当分	() のうち、口座振替制該当分
事務組合数	()	()	
報奨金交付（予定）額	()	()	

注意 () には、報奨金算定基準日が5月27日の分について内数で記入すること。

2の(2) 所定額内訳

事業区分	(1) ③欄の額	(2) (1) × 品
15人以下		
16人以上		
計		

(日本工業規格A列4判)

3 報獎金交付 (予定) 額階級別事務組合数及び報獎金交付 (予定) 額

報獎金交付 (予定) 額階級制	事務組合数	報獎金交付 (予定) 額
5,000円未満	()	()
5,000円以上～10,000円未満	()	()
10,000 " ～20,000 "	()	()
20,000 " ～30,000 "	()	()
30,000 " ～40,000 "	()	()
40,000 " ～50,000 "	()	()
50,000 " ～100,000 "	()	()
100,000 " ～200,000 "	()	()
200,000 " ～300,000 "	()	()
300,000 " ～400,000 "	()	()
400,000 " ～500,000 "	()	()
500,000円以上～	()	()
合 計	()	()

注意 1 ()には、報獎金算定基準日が5月27日の分について内数で記入すること。

2 交付予定報告書として使用する場合には「(予定)」の文字のうち「決定」の文字を横線で抹消し、交付決定報告書として使用する場合は「予定」の文字を横線で抹消すること。

(日本工業規格A列4判)

(2) 報告書の作成上の留意事項

○労働保険料に係る報奨金

イ 「1 労働保険料納付状況」の各欄には、交付決定簿の対応する項目の合計を転記すること。

ロ 「2の(1) 算定方法別事務組合数、委託事業数及び報奨金交付〔予定〕額」の各欄には、交付決定簿の合計のⅡを転記すること。

ハ 「2の(2) 所定額内訳」の各欄には、交付決定簿の合計のⅠを転記すること。

ニ 「3 報奨金交付〔決定〕額階級別事務組合数、委託事業数及び報奨金交付〔決定〕額」の各欄には、交付決定簿より算出して階級別にそれぞれの計を記入すること。

○一般拠出金に係る報奨金

イ 「1 一般拠出金納付状況」の各欄には、交付決定簿の対応する項目の合計を転記すること。

ロ 「2の(1) 算定方法別事務組合数及び報奨金交付〔予定〕額」の各欄には、交付決定簿の合計のⅡを転記すること。

ハ 「2の(2) 所定額内訳」の各欄には、交付決定簿の合計のⅠを転記すること。

ニ 「3 報奨金交付〔決定〕額階級別事務組合数、委託事業数及び報奨金交付〔決定〕額」の各欄には、交付決定簿より算出して階級別にそれぞれの計を記入すること。

6. 報奨金の交付決定等

(1) イ 報奨金の交付決定については、本省から別途指示するので、それを待って行うものとする。交付決定簿については、交付の決定後、⑩欄及び下段Ⅱに、前記4の(2)のロ、ハ、ニ及びヘの留意事項に準じて、報奨金交付決定額を記入すること。

ロ 本省への報奨金交付決定額等の報告

報奨金の交付を決定したときは、労働保険事務組合報奨金交付決定報告書（様式第3号。以下「決定報告書」という。）により、別途指示する期日までに労働保険徴収課へ報告するものとする。決定報告書の作成に当たっては、前記5の(2)の留意事項に準じること。

なお、決定報告書の内容が、前記5による予定報告書と同一となる場合は、決定報告書による報告は省略するものとする。

(2) 報奨金の交付要件に該当しない事務組合で、前記3の(9)の指導にもかかわらず申請を取り下げないところについては、報奨金の不交付決定を行うものとする。

7. 事務組合に対する通知

- (1) 報奨金の交付を決定した事務組合については、本省からの予算の示達をまって「報奨金交付決定通知書」(様式第4号)により当該事務組合に通知するものとする。

なお、報奨金の示達は、毎年10月1日(予定)をもって行われるので都道府県労働局労働保険特別会計支出官は示達後速やかに報奨金の交付を行うものとする。

- (2) 報奨金の不交付の決定を行ったものに対しては、「労働保険事務組合報奨金交付申請の件について」(様式第5号)により通知するものとする。

労働保険事務組合報奨金交付決定通知書

労働保険事務組合名 _____

さきに交付申請のあった平成 _____ 年度労働保険事務組合報奨金について、厚生労働大臣により下記のとおり決定されたので通知する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

労働局長

印

記

報奨金交付決定額 _____ 金 _____ 円

(内訳)

労働保険料に係る報奨金 _____ 円

一般拠出金に係る報奨金 _____ 円

(注) 報奨金の交付は、次の1. 又は2. により行いますのでご了承ください。

支払の方法及び場所			支払期日
1. 口座振込通知書	銀行 信用金庫	本店 支店 支店	
2. 国庫金送金通知書	郵便局	本店 支店	

(日本工業規格A列4判)

労働保険事務組合報奨金交付申請の件について

労働保険事務組合名 _____

平成 年 月 日付けをもって申請のあった労働保険
事務組合報奨金については、下記理由により交付しないことと
決定 ^{された}_{した} ので通知する。

平成 年 月 日

労働局長

印

記

理 由

[この決定に不服がある場合について]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

（日本工業規格A列4判）

8. 返 還 請 求

- (1) 報奨金の交付を受けた事務組合が、次のイ又はロに該当する場合には、都道府県労働局長は報奨金の交付決定の取消し又は報奨金交付額の修正決定を行い、「労働保険事務組合
報奨金 交付決定取消 通知書」(様式第6号)をもって当該事務組合に通知するものとする。

イ 偽りその他不正の行為によって報奨金の交付を受けた場合
当該交付を受けた報奨金の全部

ロ 交付すべき報奨金の額を超えて交付を受けた場合(イに該当する場合を除く。)
当該交付すべき報奨金の額を超えて交付された部分の額

- (2) 報奨金の交付決定取消又は報奨金の交付額修正決定をした事務組合に対しては、納入告知書により報奨金の返還請求を行うものとする。

労働保険事務組合報奨金 交付決定取消 通知書
交付額修正決定

労働保険事務組合名 _____

平成 年 月 日付で通知した平成 年度労働保険
事務組合報奨金の交付決定については、下記1の理由により下記

2のとおり 交付決定の取消 となされた
交付額の修正決定 をした ので通知する。

平成 年 月 日

労働局長

印

記

1. 理 由

2. さきに交付決定した報奨金(労働保険料・一般拠出金) _____ 円に
ついては、交付決定を取り消す。

さきに交付決定した報奨金(労働保険料・一般拠出金) _____ 円に
ついては、 _____ 円に修正決定する。

[この決定に不服がある場合について]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

(日本工業規格A列4判)

第5 口座振替納付を承認された事務組合に関する報奨金の交付要件、交付額及び交付手続等の取扱い

1 口座振替納付された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金に関する交付要件及び報奨金の額の算定上の取扱い

(1) 交付要件に関する取扱い

イ 徴収法第21条の2第1項の承認を受けて口座振替納付日に口座振替による納付（以下「口座振替納付」という。）がなされた第1期分等労働保険料（注1）及び当年度一般拠出金（注2）であって、口座振替納付された口座振替納付書に係る15人以下事業及び16人以上事業（以下「算定対象事業」という。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金額（口座振替納付日までに事務組合に交付されていなかったものを除く。（2）において同じ。）は、第2の交付要件の適用について、5月20日までに納付されたものとみなす。

ロ イの取扱いに関しては、口座振替納付日において、預金口座の残高不足により一部の口座振替納付書に振替不能が生じた場合にあっては、次の①及び②のうちいずれか低い方の額の範囲内で、報奨金の交付要件及び交付額の算定上有利となるように、当該事務組合に係る口座振替納付書を選択し、当該納付書を口座振替納付されたものとして取扱うことができるものとする。

① 口座振替納付日までに委託事業主から交付を受けていた第1期分等労働保険料の総額

② 口座振替納付により納付された第1期分等労働保険料の額と振替不能が生じた口座振替納付書に係る労働保険料について口座振替納付日から1週間以内に納付された第1期分等労働保険料の額との合計額

(2) 報奨金の額の算定に関する取扱い

(1)の取扱いにより交付要件に該当する事務組合に交付する報奨金の額は、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付された口座振替納付書（注3）に係る算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を5月20日までに納付されたものとみなし、算定する。

(注1) 「第1期分等労働保険料」とは、5月20日を法定納期限とする当該年度の概算保険料及び前年度確定保険料不足額（前年度の確定保険料の額が同年度の概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の合計額を超える場合のその超える額をいう。）をいう。

(注2) 「当年度一般拠出金」とは、5月20日を法定納期限とする当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

(注3) (1)のロの取扱いを行った場合においては、口座振替納付されたものとしたものを含み、口座振替納付されなかったものとしたものを除く。

2 振替不能がやむを得ず生じたものであるときの取扱い

(1) 1の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない場合で、振替不能がやむを得ず生じた

ものであるときの取扱い。

イ 口座振替納付書の振替不能が生じ、前記 1 の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない事務組合については、当該振替不能がやむを得ず生じたものであるときは（注 1）、口座振替納付日から起算して 7 日を経過した日までに納付（注 2）された算定対象事業（口座振替納付の対象とされた労働保険番号に係るものに限り、当該振替不能がやむを得ず生じたものとは認められない口座振替納付書（労働保険番号）に係るものは除く。口において同じ。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第 2 の交付要件の適用について、5 月 20 日までに納付されたものとみなす。

ロ イの取扱いによって交付要件に該当することとなる場合の報奨金の額は、第 3 の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して 7 日を経過した日までに納付（注 2）された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を 5 月 20 日までに納付されたものとみなして算定した額から、その 100 分の 5 を減じた額の範囲内とする。

(2) 振替不能が天災地変等の不可抗力による手続上の理由のみから生じたものである場合の報奨金の額

1 の(1)又は(1)のイの取扱いにより交付要件に該当する事務組合であって、第 1 期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替納付に関し振替不能を生じ、当該振替不能が天災地変等の不可抗力により口座振替納付日までに委託事業主から手続上交付を受けられなかった第 1 期分等労働保険料及び当年度一般拠出金があったことのみに伴い生じた（注 3）ものについては、報奨金の額は、1 の(2)又は(1)のロにかかわらず、第 3 の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して 7 日を経過した日までに納付（注 2）された算定対象事業（口座振替納付の対象となった労働保険番号に係るものに限る。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を 5 月 20 日までに納付されたものとみなして、算定する。

（注 1）「当該振替不能がやむを得ず生じたものであるとき」とは、次の場合をいう。

① 当該振替不能が生じた口座振替納付書に係る全ての委託事業主から事務組合が口座振替納付日までに第 1 期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の全額の交付を受け、これを同日までに口座振替に係る預金口座に預入していたにもかかわらず、当該振替不能が生じたものであるとき

② 事務組合が口座振替納付日までに、納付すべき第 1 期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を当該振替不能の生じた口座振替納付書に係る委託事業主に 2 度以上にわたり請求していたにもかかわらず、少なくとも 1 委託事業主に次に掲げる事情があり、そのため同日までにその全額の交付を受けられなかったことに伴い、当該振替不能が生じたものであるとき。

(a) 天災地変等の不可抗力により委託事業主が手続上同日までに事務組合にその交付をできなかったこと

(b) 委託事業主が天災、火災、交通事故、盗難等により財産上の損害を受けたこと

(c) 委託個人事業主又はその扶養者が疾病にかかり又は負傷を受けたこと

- (d) 委託事業主が業績の悪化等によりその事業を廃止し又は休止したこと
- (e) 委託事業主に係る債務者側に生じた事由により債権の回収が困難又は不能に
おちいったこと
- (f) 委託事業主がその事業につきその回復に相当の期間を要する損失をうけたこ
と
- (g) その他委託事業主に労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を困難ならしめ
る事業経営上の不測の障害が生じたこと

(注2) この「納付」には、口座振替納付が含まれる（口及び(2)において同じ。）。

(注3) 「当該振替不能が天災地変等の不可抗力により口座振替納付日までに手続上交付を受けられなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金があったことのみに伴い生じた」とは、口座振替納付日まで継続して天災地変等の不可抗力があり、第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金を交付しようとする委託事業主から通常の交付手段をもってしては同日までにその交付を受けられなかったことのみに伴い当該振替不能が生じることとなったことをいい、その交付を受けられなかった分は天災地変等の不可抗力がやんだ日から2日以内に事務組合に交付された場合に限る。

3 口座振替納付手続上の理由で口座振替納付がなされなかった事務組合に関する取扱い

徴収法第21条の2第1項の承認を受けた事務組合について、口座振替納付書の金融機関への未着、口座振替納付書の紛失その他歳入徴収官、金融機関又はこれらの間に生じた口座振替納付に関する手続上の理由により第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替による納付がなされなかった場合は、口座振替納付日以後の日で所轄歳入徴収官が指定した日までに通常の納付方法により納付された算定対象事業（口座振替納付の対象とされていた労働保険番号に係るものに限る。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第2の交付要件及び第3の報奨金の額の適用について、5月20日までに納付されたものとみなす。

4 交付事務手続

第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金について口座振替納付を承認された事務組合に対する報奨金の交付事務手続は、第4の交付事務手続に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 申請書内訳の提出

第4の1の申請書の提出に関しては、報奨金の交付を受けようとする事務組合で口座振替納付の対象とされた第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の納付について振替不能が生じたものは、申請書に加えて、その内訳（1の(1)により交付要件に該当する場合（2の(2)の取扱いがなされる場合を除く。）にあっては、様式第1号の2とし、2により交付要件に該当する場合（1の(1)により交付要件に該当する場合で2の(2)の取扱いがなされるときを含む。）にあっては、様式第1号の3とする。）を提出するものとする。

(2) 申請書内訳等の作成についての指導

イ 第4の2の(1)及び(2)の指導に関しては、申請書の算定対象事業に係る「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」については、それぞれの取扱いに応じ、1の(1)、2の(1)のイ若しくは(2)又は3により5月20日までに納付されたものとみなされるものを含めて記入させること。

ロ 1の(1)の取扱いにより交付要件に該当する事務組合(様式第1号の2を提出するもの)については、口座振替納付日までに事務組合が交付を受けなかった算定対象事業の前年度確定保険料不足額の一覧表(未交付の算定対象事業名(労働保険番号を付記)及びその未交付の前年度確定保険料不足額を示す一覧表)を申請書に添付させること。

ハ 前記2の取扱いにより交付要件に該当する事務組合(様式第1号の3を提出するもの)については、①振替不能の原因となった労働保険料及び当年度一般拠出金の委託事業主からの未交付に関し、事務組合が口座振替納付日までに委託事業主に2度以上にわたり請求したこと及び事務組合がその請求等に当たって確認した当該委託事業主から同日までに労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を受けられないこととなった事情を証する書面及び②口座振替納付日から起算して7日を経過した日の翌日において納付されていない算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金の一覧表(未納付の算定対象事業名(労働保険番号を付記)及びその未納付の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を示す一覧表)を申請書に添付させること。

なお、①の書面は、2の(2)の取扱いをする場合を除き、口座振替納付書の振替不能の原因となった委託事業主からの未交付に関し少なくとも1件について添付させれば足りるが、多数の委託事業主に未交付が生じた事務組合については、未交付となった当該口座振替納付書に係る全ての委託事業主に関し、その事情を書面で報告されること等により、以後の口座振替納付の円滑な実施がなされるよう指導等を図ること。

おって、2の(2)の取扱いをすることとなる場合は、全ての未交付に関し、その事情を証する①の書面を添付させること。

(3) 申請書内訳の審査等

様式第1号の2又は様式第1号の3を加えた申請書が提出された場合には、次の事項に留意の上、審査するものとする。

イ(様式第1号の2)

(イ) ②⑥欄及び②⑦欄及び②⑧欄は、申告書及び口座振替納付書発行リストと照合すること。

(ロ) ②⑧欄及び②⑨欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書等により照合し、②⑨欄、③①欄、③②欄及び③③欄は、領収済通知書により照合すること。なお、②⑧欄に記入した額に滞納事業場報告書等により口座振替納付日までに交付されていなかった額が含まれていると認められるときは、これを除くよう是正されること。

(ハ) ③④欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書、(2)のロにより申請書に添付された未交付額の一覧表等により照合すること。

(ニ) ③②欄に関しては、ナの額の範囲内で、1の(1)のロの取扱いがなされているものであるか等を確認し、所要の是正が必要なものについては指導すること。

(ホ) ③⑤欄の同一の基幹番号の合計額は、申請書の【15人以下事業】「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」及び【16人以上事業】「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」の同一の基幹番号についてのそれぞれ⑤欄の合計額と一致するよう照合すること。

ロ (様式第1号の3)

(イ) ②⑥欄、②⑦欄、②⑧欄、②⑨欄、③⑥欄、③⑦欄、③⑧欄及び③⑨欄は、申告書、口座振替納付書発行リスト、領収済通知書、滞納事業場報告書等により照合すること。なお、②⑧欄に記入した額に滞納事業場報告書により口座振替納付日までに交付されていなかった額が含まれていると認められるときは、これを除くよう是正させること。

(ロ) ④⑩欄に○印を付されたもので、②⑧欄の額が②⑦欄の額と一致しないものについては、(2)のハにより申請書に添付された書面等により、振替不能の生じた口座振替納付書に係る委託事業主のうち前記2(注1)の②に掲げるような事情があり、事務組合が口座振替納付日までに第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を受けられなかったことに伴い、振替不能がやむを得ず生じることとなったものであることを確認すること。

ただし、前記2の(2)の取扱いをする場合については、その交付を受けられなかった原因となった天災地変等の不可抗力が口座振替納付日までに継続してあったこと及びこれにより委託事業主が通常の交付手段をもってしては、同日までに交付できなかったこと等を口座振替納付日までに事務組合に交付されなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金のすべてについて具体的に確認するとともに、それ以外の第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金は口座振替納付日から起算して7日を経過した日までにすべて納付されていることを確認すること。

(ハ) この場合の振替不能がやむを得ず生じたものであるかどうかの判断に当たっては、事務組合が当該振替不能の生じた口座振替納付書に係る委託事業主に口座振替納付日までに納付すべき第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を2回以上請求した事実があり、その請求等に当たって事務組合が当該委託事業主に前記2の(注1)の②に掲げるような事情のあることを確認しておれば、この事情の有無等の確認は要しないものとする(ただし、前記2の(2)の取扱いをする場合を除く。)

(ニ) ④⑪欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書、(2)のハにより添付された未納付額一覧表等により照合すること。

(ホ) ③⑤欄の同一の基幹番号の合計は、申請書の【15人以下事業】「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」及び【16人以上事業】「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」の同一の基幹番号についてのそれぞれ⑤欄の合計額と一致するよう照合すること。

(ハ) 審査の結果、交付要件に該当する事務組合であって、2の(1)のイの取扱いにより交付

要件に該当するもの（前記2の(2)の取扱いをするものを除く。）については、2の(1)の口の5%減額措置による額を、申請書の「※5%減額措置による額」に記し、交付決定したときは、労働保険事務組合報奨金交付決定簿の当該事務組合該当部分の「交付決定額」欄に「5%減額措置」と付記すること。